

動物愛護週間関連イベント「令和8年度動物愛護のつどい」企画及び運営業務委託に係る仕様書

1 件名

動物愛護週間関連イベント「令和8年度動物愛護のつどい」企画及び運営業務

2 委託業務の趣旨

「動物の愛護及び管理に関する法律」で定める「動物愛護週間（9月20日から26日）」の関連事業として、広く県民に動物の愛護及び適正な飼養についての関心と理解を醸成し深められるようなイベントの企画立案及び運営を求めるもの。

3 委託契約期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

4 委託内容

一般の社会情勢や動物愛護の気運醸成に資する最新の動向、過去の開催内容及び本県の実情や社会的課題を踏まえ、専門的な知見に基づき、動物の愛護及び適正な飼養について広く県民の関心と理解を深めるための企画を作成し、実施すること。

企画・実施にあたっては、イベントへの関心を高め、多くの県民の来場を促す内容とし、特に動物の命を尊重する意識の醸成を重視するとともに、子どもを含む幅広い世代の県民が楽しみながら参加できる内容とすること。

委託内容は以下のとおりとするが、以下の内容の他に計画にふさわしい項目があれば別途提案し実施すること。また、企画内容の分野は限定しないものとし、その選定にあたっては本事業の目的に適合させること。

なお、本イベントは県と公益社団法人徳島県獣医師会の共催であるため、獣医師会とも調整を行いながら実施すること。

(1) 「動物愛護のつどい」の実施

会場での「動物愛護のつどい」の開催を行うこと。また、会場にふさわしい設営を実施すること。

ア 日程

- ・実施日 令和8年10月4日（日）
- ・準備日 令和8年10月3日（土）
- ・撤収日 令和8年10月4日（日）

※時間は、契約締結後、県と調整すること。

イ 会場

藍場浜公園（徳島県徳島市藍場町1丁目7）

（会場予約に必要な手続きは県が行い、それ以降の必要な調整や手続きを行う。なお、契約金から会場費の負担はない。）

ウ イベントの内容等

(ア) タイムスケジュールおよび内容（想定）

時間配分や順番等は、県と協議の上、決定する。

時間	内容	会場
15 分間	オープニング・主催者等挨拶、来賓祝辞	会場ステージ
15 分間	表彰式（長寿動物、動物愛護週間絵画入賞者）	会場ステージ
30～60 分間	ペットと学ぶ 同行避難ワークショップ	実演スペース
開催時間中常時	犬・猫譲渡会及び物販棟	ブース
30 分程度	動物チャレンジクイズ	実演スペース
開催時間中常時	わんちゃんの日常お手入れ教室コーナー （トリミング教室、美容相談、しつけ教室）	ブース
開催時間中常時	動物なんでも相談	ブース
開催時間中常時	ワークショップコーナー	ブース
開催時間中常時	防災啓発パネル等展示	ブース

(イ) 表彰式

ステージ及び客席（50 席程度）を設け、表彰式（長寿犬猫の飼い主、動物愛護週間絵画入賞者、犬猫譲渡ボランティア、徳島県動物愛護推進員等）を実施する。なお、表彰者は、県及び獣医師会が指定する。

表彰状は、県及び獣医師会が作成し、準備する。（作成費用は契約金額に含まない。）

(ウ) 実演スペース

会場に実演スペース（幅 8m × 奥行 5m 程度）を設け、県が指定する団体等と調整を行い、ペットと学ぶ 同行避難ワークショップ、動物チャレンジクイズ等を実施すること。実演スペースには、犬等の逸走防止対策として安全策等を設置すること。

※広いスペースは必要とせず、犬をリード等につないだまま行う演目である場合は、団体等と調整の上、(イ)で設けたステージ上で模範演技等を実施することは差し支えない。

(エ) ブース関係

ブース出展する出店希望者を募集し、出展者を決定する際は、県と協議すること。なお、ブースの必要数や必要物品（机、椅子、電源等）については、出店希望者及び県が指定する団体（以下に例を示す）と調整を行った上で、確保、設置すること。また、県が使用する本部用のテントを 1 か所設置すること。

（県が指定する団体等の例）

- ・（公社）徳島県獣医師会
- ・学校法人野上学園 ブレーメン動物専門学校

(オ) 独自企画

動物愛護のつどいの趣旨に沿った、話題となるような独自企画を1つ以上提案すること。独自企画のうち最低1つは、会場ステージ又は実演スペースで実施すること。

※契約締結後、企画内容やテーマ等の一連の業務については、県と協議の上、決定すること。
企画内容によっては、代替案を求めることもある。

(カ) ノベルティ等の企画・制作及び配布

徳島県動物愛護管理センターのマスコットキャラクターの活用し、本業務の趣旨に鑑みた動物愛護や環境に配慮したノベルティの企画（ノベルティの種類、デザイン、制作会社）提案すること。なお、企画段階で、ノベルティの内容について、県と協議すること。

エ 会場の設営及び運営

企画・制作・設営・運営・撤去に係る一切の業務を行うこと。（必要な物品についての借り上げ使用料ならびにイベント実施に必要な人材の人件費等は契約金額に含む。）

動物愛護の気運醸成イベントであることを理解し、ストーリー性をもったデザイン性の高い内容とし、一体的な事業と誘客・演出等を創意工夫した運営をするよう努めること。

なお、実際の制作については、事前に県と十分協議し、希望を加味すること。

また、会場の雰囲気に沿うような装飾・展示・内容とすることを重視すること。来場者への対応にあたっては、円滑な運営が行えるよう以下に示す必要な業務を行うこと。

- ・動物愛護のつどい協力団体との業務調整
- ・会場周辺の歓迎・誘導看板等の制作・設置及び撤去
- ・会場内の来場者誘導、警備
- ・来場者の安全確保及び危機管理（避難計画、消防計画、警備計画等）
- ・会場来場者数のカウント
- ・その他来場者の誘導に必要な業務(会場案内及びリーフレット配布)

※イベント会場の使用には、会場の利用規約および指示を遵守すること。

音響設備

ステージや実演スペースにおいて、登壇者の音声及び演出の音声流せるようなマイクやスピーカーといった音響設備を設置すること。

(ア) 司会者等の手配

司会者及び手話通訳者を手配するとともに、イベント開催に関する協議や連絡調整を行うこと。

(イ) イベント内容の記録

ステージや実演スペースにおいて、登壇者の音声及び演出の音声流せるようなマイクやスピーカーといった音響設備を設置すること。

オ 人数想定（参考）

（ア）オープニング登壇者

- ・主催者 2名程度
- ・祝辞 1名程度

（イ）壇上で賞状を受け取る表彰者

- ・長寿犬表彰者 20名程度
- ・長寿猫表彰者 10名程度
- ・絵画表彰者 4名程度
- ・登録譲渡団体 10名程度
- ・動物愛護関係ボランティア 10名程度

※表彰に係る胸章、賞状、表彰盆は県で準備する。

カ 実施計画等の作成

以下について、契約締結後、県が指定する期日までに作成し、提出すること。

- ① 実施計画（スケジュール、内容を含む。）
- ② 運営組織体制図（事前準備）
- ③ 当日会場運営組織体制図（受付、会場誘導・整理、記録、連絡調整等役割分担）
- ④ 進行表、台本
- ⑤ スケジュール表（リハーサル、本番日の全体、出演者、スタッフの行動が把握できるもの）
- ⑥ 会場図全体図およびその他必要図面

※ 搬入・搬出口、司会・出演者控え室の配置等出演者に関する図面及び来賓、実施本部の控え等運営に関する図面等

※ 装飾、映像、照明、音響関係図面等

- ⑦ 当日会場スタッフ配置表
- ⑧ 広報計画（事前広報から当日までのスケジュール、内容を含む。）
- ⑨ その他必要な事項や物品
- ⑩ 実施管理責任者、連絡事務担当者及び各業務担当者一覧表
- ⑪ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
- ⑫ その他県、会場及び関係諸官庁が必要に応じて指定する書類

キ 諸物品の作成・調達

（ア）関係者（出演者、スタッフ等）証が必要な場合の作成及び配布

（イ）その他、実施に必要な諸物品の作成及び調達

ク その他

進行管理・誘導・警備・清掃・ごみ処分・原状回復等を滞りなく行うこと。

(2) 情報発信・広報・告知

ア ポスター、リーフレットのデザイン

動物愛護のつどいを告知するポスター、リーフレットのデザインを作成すること。

- ・電子データ（PDF）を提出すること。

※作製は県で実施する。

イ 各種媒体における広報等

テレビ、新聞、ラジオ等のメディアを活用し、効果的な広報活動を展開すること。

(3) イベントの効果測定

以下の観点を踏まえ、イベントの効果測定を行うこと。

ア 検証対象については、次の項目を含めるもこと。

- ・広く県民が動物の愛護及び適正な飼養に関心を持つことにつながったか。
- ・動物の命を尊重する気運が醸成されたか。
- ・子どもを含む幅広い世代の県民が楽しみながら参加できたか。

イ 効果測定の方法については、来場者数等といった数だけにはよらない方法を提案すること。

（例）来場者アンケートの実施、SNS 等を用いた意見の募集 等

※ 契約締結後、本県と協議の上、最終的な効果測定方法・内容を決定すること。

(4) イベント保険の加入

イベント保険の加入と保険料の支払いを行うこと

(5) 不可抗力によるイベントの中止等

悪天候、災害等の不可抗力により、県と協議の上イベントを中止した場合は、中止となるまでに発生した経費や中止に伴って発生した経費について、実績報告書等を確認の上、本業務に係る経費とすることができる。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、記録写真等を含めた事業全体の報告書及び成果品を提出すること。チラシ、パンフレット及び記録写真等については、電子データ形式で納品すること。

なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

(1) 提出期限

令和8年11月30日（月）

(2) 提出先

徳島県生活環境部動物愛護管理センター

(3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1 部
- ・事業費精算書 1 部
- ・事業実施（実績）報告書（成果品を含む） 1 部

6 その他留意事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (4) 参加者等との調整により、想定されている日程等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (9) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (10) 当該業務で作成したすべての印刷物等の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。）を県に譲渡すること。
- (11) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (12) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

- (13) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和14年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (14) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直し、企画の変更や県が企画するイベントの実施を求めることがあり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する